

国民健康保険から大切なお知らせです

70歳から74歳の皆さんの窓口負担について

70歳から74歳の皆さんの窓口負担については、今年4月から平成21年3月までの1年間「1割」に据え置かれます。(注1)(注2)

なお、1割負担の方の国民健康保険高齢受給者証の有効期限が3月31日となっていますので、4月からお使いいただく受給者証を3月末までにお送りします。

平成21年3月まで

自己負担割合	自己負担限度額(月額)	
	外来のみ	外来十入院(世帯単位)
1割	12,000円	44,000円

(注1)現役並み所得者として3割を負担していただく方、平成20年4月より後期高齢者医療制度の対象となる一定以上の障害認定を受けた方は除かれます。

(注2)平成18年の制度改正では、窓口負担を今年4月から現在の1割に該当する基準の方を2割とすることとされておりましたが、これを据え置くものです。

退職者医療制度に該当されている65歳以上の皆さんへ

退職者医療制度の対象年齢が75歳未満から65歳未満に変わります。そのため、65歳以上の退職被保険者等の方は、一般の国民健康保険被保険者に変更となります。

なお、4月1日より一般被保険者となられる方には、3月末までに被保険者証をお送りします。

退職者医療制度の対象年齢

今年3月までは
75歳未満の方



今年4月からは
65歳未満の方

現在65歳以上で退職被保険者等の方

4月から一般の国民健康保険被保険者に変更となります。



役場(千畑庁舎)福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907(内線2174、2175)

出かせぎから帰郷された皆さんへ

雇用保険特例一時金(失業保険)受付方法のお知らせ

役場での「出稼労働者台帳」の交付はありませんので、出かせぎを終えて帰郷されましたら、直接ハローワーク大曲で手続きをお願いします。

受付日 ●月曜日から金曜日(祝祭日除く)

受付時間 ●午前8時30分～午後5時15分

受付場所 ●ハローワーク大曲(大曲公共職業安定所)

大仙市大曲住吉町33-3 ☎0187(63)0335(代)

必要書類 ●①離職票-1(振込口座が未登録の場合、金融機関で証明を受けてきてもらうか、本人名義の通帳をご持参ください)

②離職票-2

③求職票(ハローワークで用紙の配布を受けて記入してください)

④本人確認書類(免許証、保険証などの住所、氏名が確認できるもの)

⑤印かん(スタンプ式でない朱肉を使う印かん)



国民健康保険の手続きもお忘れなく!

出かせぎから帰ってきて事業所の健康保険をやめた方は、最寄りの庁舎(千畑・六郷・仙南)の総合サービス課で手続きを行ってください。

必要書類 ●①健康保険資格喪失証明書(事業所で記入)

②印かん



役場(六郷庁舎)商工観光課 商工班 ☎0187(84)4909(内線1103、1105)

「ねんきん特別便」相談窓口を開きます

大曲社会保険事務所では、「ねんきん特別便」に関する相談窓口を開設します。
「ねんきん特別便」が届いた方で、年金記録の確認などの相談がある方は、この機会にぜひご利用ください。

期 日 ● 3月13日(木)

時 間 ● 午前10時～午後3時

会 場 ● 六郷公民館



大曲社会保険事務所 ☎0187(63)2294・2295

役場(千畑庁舎)住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903

児童扶養手当の一部支給停止のお知らせ

今年4月から、児童扶養手当を受けてから5年以上を経過した方は、
その一部を支給停止することとなります。

児童扶養手当 制度とは・・・

離婚や死亡などにより父親がいない家庭や、病気・ケガのため身体や精神に障害がある父親を持つ家庭で、18歳に達した日以後の最初の3月31日まで(身体や精神に障害のある児童の場合は20歳未満)の児童を養育している母親または母親に代わって養育している方に手当が支給される制度です。

対 象 ● ①児童扶養手当の支給開始月の初日から起算して5年経過した方

(認定請求をした日において3歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては当該児童が3歳に達した翌月から起算して5年を経過するとき)

②離婚など、支給要件に該当してから7年経過した方

上記の①または②のいずれか早い方(以下、「5年等経過月」という)が経過した児童扶養手当受給者

※平成15年4月1日においてすでに受給している場合は、平成20年3月が5年経過等経過月になります。

内 容 ● 現に受けている手当額の2分の1が支給停止となります。

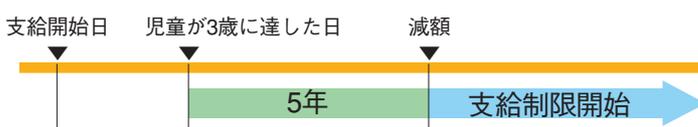
〔例1〕

支給開始月の時点で3歳未満の子どもがいなかった方



〔例2〕

支給開始月の時点で3歳未満の子どもがいた方



一部支給停止されないために、次の手続きを行うことによって、適用除外されます。

手続き方法 ● 5年等経過月の末日までに、次の確認事項を証明できる書類を提出し、支給停止適用除外と認められた場合は、現に受給している手当額が継続して支給されます。

確認事項 ● ①就業している。

②求職活動などの自立を図るための活動をしている。

③身体上または精神上の障害がある。

④負傷または疾病等により就業することが困難である。

⑤あなたが監護する児童または親族が障害、負傷、疾病、要介護状態などにあり、あなたが介護する必要があるため、就業することが困難である。

該当者への通知 ●

5年等経過月を迎える受給者には、対象月の前々月に「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」が送付されますので、必要書類を確認期間内に提出してください。

※詳しくは担当窓口までお問い合わせください。



役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班

☎0187(84)4907(内線2164)